

令和4年度
鶴岡市市民まちづくり活動促進事業
(鶴岡まち活) 募集要領



鶴岡市

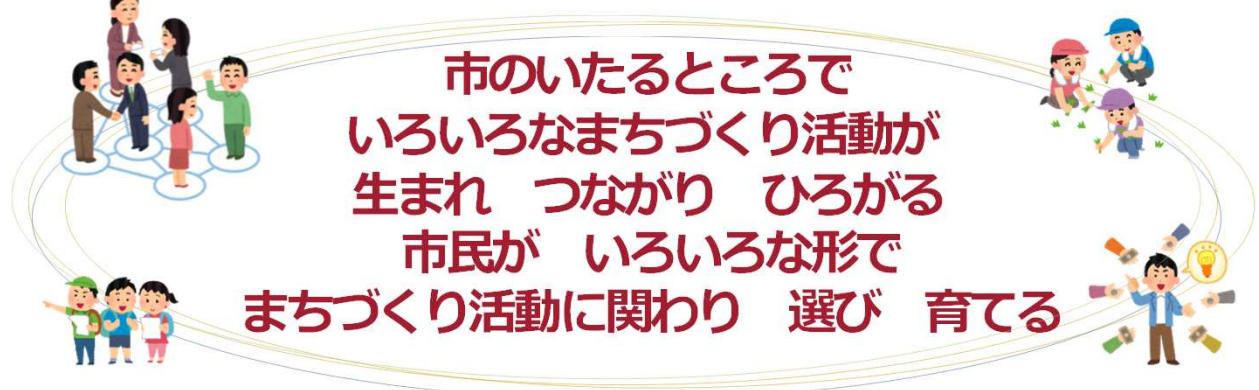
制度の趣旨	3
募集する事業	3
募集期間	3
「鶴岡まち活」の流れ	4
応募方法	5
認定審査	5
補助金申請	6
事業実施の留意事項	6
実績報告	6
事業報告会	7
補助事業の種類	7
基本コース	8
チャレンジコース	9
若者コース	10
パートナーコース	11
補助対象経費一覧	12

制度の趣旨

「鶴岡市市民まちづくり活動促進事業（鶴岡まち活）」は、市民のみなさんによる多様なまちづくり活動や、行政との協働を推進するための制度であり、大きく3つの取組を行っています。

1. 団体を育てる支援制度の実施
2. まちづくり人材同士が連携できる環境づくり
3. まちづくり活動を市民が育てる仕組みづくり

「鶴岡まち活」で目指す市の姿、市民の姿



「鶴岡まち活」では、市民団体が主体的に行うまちづくり活動の事業提案を募集し、補助を行います。

募集する事業

募集する事業は、いずれも鶴岡市内に拠点をおいて行われるものとし、次の4つの種類に分かれます。ただし、特定の個人や法人等の営利を目的とする事業や、政治、宗教などを目的とする事業を除きます。

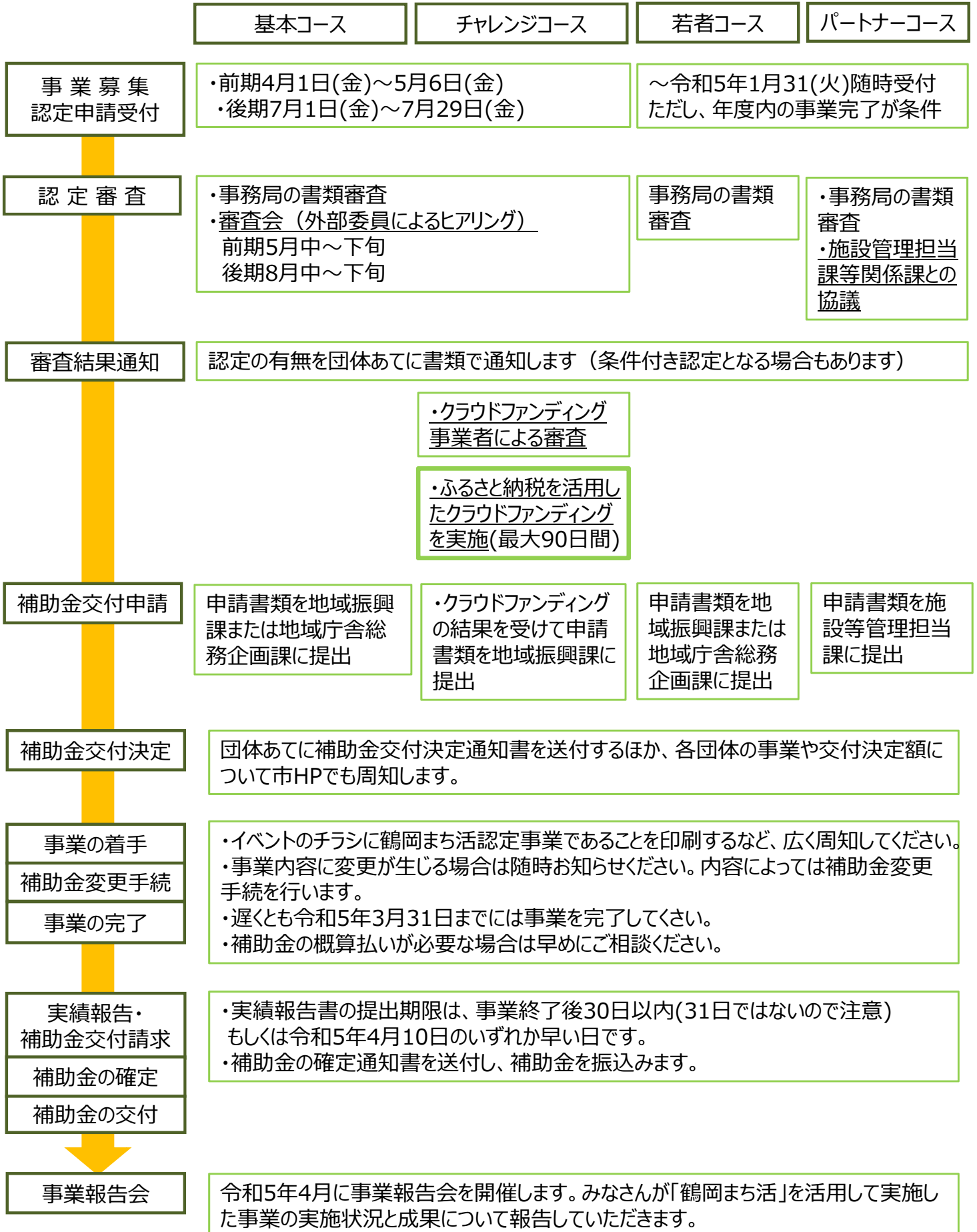
1. 基本コース
鶴岡らしさ・地域特性を活かしてまちづくりに取り組む事業 ⇒詳しくは6ページ
2. チャレンジコース
1のうち、補助対象経費から事業収入を差し引いた額が100万円以上となる事業（ふるさと納税型クラウドファンディングの実施が必須） ⇒詳しくは9ページ
3. 若者コース
若者が自発的に行う、まちづくり活動や地域についての自由研究など ⇒詳しくは10ページ
4. パートナーコース
住民主体で取り組む市の施設又は用地の整備、修繕 ⇒詳しくは11ページ

募集期間

1. 基本コース、2. チャレンジコース
前期：4月 1日（金）から 5月6日（金）まで
後期：7月 1日（金）から 7月29日（金）まで
3. 若者コース、4. パートナーコース 令和5年1月31日（火）まで 随時受付

「鶴岡まち活」の流れ

事業募集から事業終了後までの流れをコース別にまとめています。



応募方法

事業の実施を希望する団体は、必ず事前に相談の上、提出書類に必要事項を記入し、持参又は郵送等により、市役所地域振興課もしくは各庁舎総務企画課に提出してください。持参・メール等による送付の場合は締切当日必着。郵送の場合は当日消印有効とします。

【提出書類等】 様式は市ホームページよりダウンロードできます。

- (1) 鶴岡市市民まちづくり活動促進事業認定申請書
- (2) 鶴岡市市民まちづくり活動促進事業実施計画書
- (3) 鶴岡市市民まちづくり活動促進事業収支予算書
- (4) 団体概要書
- (5) 定款、規約、会則等の団体の運営に関する規程の写し※ 1
- (6) 会員名簿※ 2
- (7) コンテンツ使用にかかる同意書
- (8) 団体の活動概要や事業の内容がわかる参考資料 (A4版で4~5枚程度)
- (9) プロジェクト概要書※ 3

※ 1 住民自治組織による応募の場合は、提出不要。

※ 2 構成員の氏名、住所、団体内の役割がわかるもの。若者コースは4月1日現在の年齢、学校の確認できる書類も必要。

※ 3 チャレンジコースのみ該当。写真等はデータ提出

【提出及び問合せ先】

鶴岡市役所企画部地域振興課 〒997-8601 鶴岡市馬場町9-25

電話 0235(35)1191 (ダイヤルイン) FAX 0235(25)2990

E-mail : chiikishinko@city.tsuruoka.yamagata.jp

藤島庁舎総務企画課 0235(64)2111 羽黒庁舎総務企画課 0235(62)2111

櫛引庁舎総務企画課 0235(57)2111 朝日庁舎総務企画課 0235(53)2111

温海庁舎総務企画課 0235(43)2111

認定審査

応募事業について、令和4年度鶴岡市市民まちづくり活動促進事業（「鶴岡まち活」事業）として認定するか否かの審査を行います。審査方法はコースによって異なります。

1. 基本コース

外部委員を含む「市民まちづくり会議委員」によるヒアリング（1団体につき10分程度）を含めた審査会を行い、ヒアリング内容と申請書類を元に総合的に審査します。

【審査会での審査項目】

- (1) 広く周知され、市民・他団体の意識醸成や活動につながる可能性があるか。
- (2) 創意工夫された内容か。独創性、創造性が感じられるか。
- (3) 目的や視点、内容等が明確で具体的か。また、実現可能な事業内容か。
- (4) 事業の発展・定着を目指している、又はその後の展開が期待される事業か。

2. チャレンジコース

基本コースと同様、ヒアリングを含めた審査会を行い、ヒアリング内容と申請書類を元に総合的に審査します。上記に加え、以下のような項目が審査されます(クラウドファンディング事業者による審査もあり)

- 寄附者が共感できるような課題の選定、事業内容となっているか
- 寄附金額の使い道が一目でわかる説明になっているか
- 寄附者に対して寄附募集中や終了後の継続的な情報提供が期待できるか
- 寄附金額が目標に達しなかった時にも対応できるような事業計画となっているか

3. 若者コース

事務局が書類審査を行います。

4. パートナーコース

事業の対象となる施設等の管理担当課など、関係各課との協議を経て、事務局が書類審査を行います。

補助金申請

審査の結果、「令和4年度鶴岡市市民まちづくり活動促進事業」として認定された事業（以下「鶴岡まち活認定事業」という。）の実施団体は、指定の日までに補助金申請書類を提出していただきます。様式は認定通知の際に送付します。

その後、市から補助金交付決定通知を送付します。

事業実施の留意事項

1. 事業実施期間

事業の実施期間は、「令和4年年度鶴岡市市民まちづくり活動促進事業」として認定された日から、事業が完了した日または令和5年3月31日のいずれか早い日までです。

事業認定前に着手したものに係る支出は補助の対象外となるのでご注意ください。

2. 情報の公開

補助金交付額を決定後、事業の名称、事業概要、団体名、代表者名、交付決定額について市ホームページで公開します。また、事業終了後に提出される事業報告や写真等のデータも公開します。

3. 事業の周知

事業の実施にあたり、「令和4年度鶴岡まち活認定事業」であることについての積極的な周知に協力していただきます。また、市広報やマスコミ等への周知を希望する場合は、早めにご相談ください。

4. 事業内容の変更

事業実施中に事業内容変更の必要が生じた場合は、早めにご相談ください。変更内容によって、補助金変更手続きの要不要を判断します。

なお、事前の相談なく内容を変更された場合、変更後の内容について補助対象と認められない場合があります。

5. 補助金の概算払い

補助金は、原則として事業終了後に振込みますが、事業実施期間中に資金を必要とする場合は補助金を概算払いすることができます。交付決定通知時に必要な書類をお渡しします

実績報告

事業完了後、すみやかに補助金交付請求書類を地域振興課または地域庁舎総務企画課に提出してください。提出期限は、事業終了後30日以内(31日ではないので注意)もしくは令和5年4月10日のいずれか早い日です。その後、補助金の確定通知書を送付します。

補助金額の確定後、補助金（概算払い済みの場合はその残金）を団体指定の金融機関の講座に振込みます。

事業報告会

実施団体による事業報告会を実施します。

団体にとっては、自分たちの事業を振り返るだけでなく、補助金を活用した成果を示して、活動に対する市民の理解や共感を得る場となります。また、他団体の事例を学び、今後の連携の可能性を探るチャンスでもあります。

令和4年度の事業については令和5年4月に報告会実施する予定です。

補助事業の種類

コースごとの違いを表にまとめています

区分	基本コース	チャレンジコース	若者コース	パートナーコース
対象事業	鶴岡市内を拠点に行う事業。特定の個人や法人等の営利、政治、宗教などを目的とする事業は除く。			
	鶴岡らしさや地域特性を活用し、まちづくりに取り組む事業 【対象外例】 ○施設の建設、整備又は維持管理を主な目的とする事業	地域課題又は社会的課題の解決を図るもので、補助対象経費から事業収入を差し引いた額が100万円以上となる事業 【対象外例】 ○施設の建設、整備又は維持管理を主な目的とする事業 ○補助対象経費が100万円に満たない事業	若者が自発的に行う地域についての学び又はまちづくりに取り組む事業 【対象外例】 ○学校の授業の一環として行う事業 ○大人が中心になって実施する事業 ○大人の既存事業を肩代わりしている事業	市の施設又は用地の整備、修繕又は管理を住民主体で取り組む事業 【対象外例】 ○作業を業者に委託するなど、団体が役割を負わない事業 ○市の施設、管理用地以外のものを対象とする事業
	次のいずれにもあてはまる団体 (1) 5人以上で組織されている (2) 構成員の過半数が鶴岡市民である (3) 公益的なまちづくり活動を行っている (4) 定款、規約、会則等を定めており、適切な会計処理が行われている	次のいずれにもあてはまる団体 (1) 5人以上で組織されている (2) 構成員の過半数が鶴岡市民である (3) 公益的なまちづくり活動を行っている (4) 定款、規約、会則等を定めており、適切な会計処理が行われている	次のいずれにもあてはまる団体 (1) 3人以上で構成されている※ (2) 構成員が中学校、高等学校、高等専門学校、大学または短期大学(以下、学校という)に通学する者である (3) 構成員の過半数が鶴岡市民または市内の学校に通学する者である	次のいずれにもあてはまる団体 (1) 5人以上で組織されている (2) 構成員の過半数が鶴岡市民である (3) 公益的なまちづくり活動を行っている (4) 定款、規約、会則等を定めており、適切な会計処理が行われている
金額	補助対象経費合計額の2/3以内(千円未満切捨て)、上限20万円。	補助対象経費合計額の9/10以内、次のいずれか少ない額以内の額。 (1) 100万円 (2) クラウドファンディングにより集まった寄附金額	補助対象経費合計額から事業による収入の額を差し引いた後の額(千円未満切捨て)、上限10万円。	補助対象経費合計額以内の額。ただし、原材料や消耗品などは現物支給することができる。

※同一世帯の構成員のみで構成されている場合を除く

1 事業につき最大3回※1（年度につき1回）まで補助金の交付を受けられ、また、過去に3回補助金の交付を受けている団体も、新規事業に限り応募できます。※2

※1 「旧鶴岡いきいきまちづくり事業補助金」又は「旧鶴岡市住民自治組織ステップアップ事業」で既に補助金の交付を受けている事業の場合は、その分の回数も含めます。

※2 2回目以降の事業の認定を保证するものではありません。

（1）補助対象事業

鶴岡らしさ・地域特性を活かしてまちづくりに取り組む事業

【事業の例※】

○地区の散策道を整備し、整備した散策道を記載した「里山歩きマップ」を作成。完成した散策道で様々なイベントを実施する。

○プロの演奏家を講師に招き、市内の学校の吹奏楽部員などを対象にした即興ワークショップと演奏会を開催する。

○未就学児～小学校低学年児童とその親を対象にした、科学教室を開催する。

○町内のゴミの分別マナー向上のため、子供会と合同の勉強会や違反ゴミ調査、会員の意識調査などを行う。

※ 同様の事業の認定を保证するものではありません。

【補助対象とならない事業】

○施設の建設、整備又は維持管理を主な目的とする事業※

※ 鶴岡市の施設や土地に関する事業については、3. まちづくりパートナーコースを活用しての実施を検討してください。

（2）補助対象者

次のいずれにも当てはまる団体

①5人以上で組織されている

②構成員の過半数が鶴岡市民である

③公益的なまちづくり活動に取り組んでいる

④定款、規約、会則などを定めており、適切な会計処理が行われている

（3）補助金額

補助対象経費合計額の2/3以内（千円未満切捨て）、上限20万円

（4）補助金額の算出方法

補助対象経費の合計額に2/3を乗じた額とします。ただし、事業実施による収入※があり、計算上自己負担額にマイナスが生じる場合は、そのマイナス分を補助金額から差し引きます。いずれも千円未満の端数は切捨てで、上限は20万円です。

※ イベントによる売上や、参加者から徴収する会費などのこと

【計算例】

例1) 補助対象経費合計額35万円、収入10万円（参加費3万円、売上7万円）

$35万 \times 2/3 = 233,333 \dots$

補助金額 : 20万円（上限額）

自己負担額 : 35万円 - 20万円 - (3万 + 7万) = 5万円

例2) 補助対象経費合計額35万円、イベント売上16万500円

$35万 \times 2/3 = 233,333 \dots$

補助金額：20万円（上限額）

自己負担額：35万円 - 20万円 - 16万500円 = -10,500円

自己負担額にマイナスが生じてしまう分を補助金額から差し引く。

⇒補助金額：20万円 - 10,500円 = 189,500円（千円未満切捨て）189,000円

自己負担額：35万円 - 189,000円 - 160,500円 = 500円

チャレンジコース

ふるさと納税型のクラウドファンディングを活用して、まちづくり活動団体が事業を行うための費用について寄附を募集します。寄附者の共感を得られるような事業の組立や継続的な情報発信が必要となるため、チャレンジ要素の強いコースです。

外部委員とクラウドファンディング事業者の審査、最大90日のクラウドファンディングと、補助金額の決定と事業実施まで相当の期間を要します。日程に十分余裕をもって早めの段階で相談してください。

(1) 補助対象事業

地域課題又は社会的課題の解決を図るもので、補助対象経費から事業による収入を差し引いた額が100万円以上となる事業

【補助の対象とならない事業】

- 施設の建設、整備又は維持管理を主な目的とする事業
- 補助対象経費から事業収入を差し引いた額が100万円に満たない事業

(2) 補助対象者

次のいずれにも当てはまる団体

- ①5人以上で組織されている
- ②構成員の過半数が鶴岡市民である
- ③公益的なまちづくり活動に取り組んでいる
- ④定款、規約、会則などを定めており、適切な会計処理が行われている

(3) 補助金額

補助対象経費合計額の9/10以内（千円未満切捨て）次のいずれか少ない額以内の額。

- ①100万円
- ②クラウドファンディングにより集まった寄附金額。

(4) 補助金額の算出方法

補助対象経費の合計額に9/10を乗じた額とします。ただし、事業実施による収入があり、計算上自己負担額にマイナスが生じる場合は、そのマイナス分を補助金額から差し引きます。いずれも千円未満の端数は切捨てで、上限は上記のとおりです。

(5) クラウドファンディングについて

- 事業認定後、市でふるさと納税を活用したクラウドファンディングを実施します。クラウドファンディングの実施期間中は、目標額達成を目指し、団体においても積極的にPR活動を行ってください。
- 原則市で返礼品の準備は行いません(団体で準備することは可能です)。
- 募集方式は金額達成型(目標金額を達成した時点で受付を終了する募集方式)とします。
 - ・目標額に達しなかった場合でも、寄附金を返還できないため、団体の責任で計画した事業内容を遂行していただきます。
 - ・寄附金の入金額が100万円を超えた場合、100万円を超えた部分については鶴岡市の「まちづくり未来基金」に積立てます。

若者コース

自分の住む地域や鶴岡市について気になっていることを調べたり、「こうしたらいんじゃないか」というアイデアを実現したりする活動を支援します。様々な場面で大人に関わってもらいながら、まちづくり活動の一步を踏み出しましょう。

(1) 補助対象事業

若者が自発的に行う、まちづくり活動や地域についての自由研究など

【事業の例※】

- 鶴岡市内をあまり知らない若者向けに、高校生がバスや電車を使った市内各駅停車の旅を提案。若者目線で駅・バス停付近のおすすめの場所、モノなどを見つけSNSで紹介する。
- 子供・若者目線で自分たちの町内の防災マップを作成してみる。
- ※ 同様の事業の認定を保証するものではありません。

【補助対象とならない事業】

- 学校の授業の一環として行う事業
- 若者ではなく大人が中心になって実施する事業
- 大人が行っていた既存事業を肩代わりしている事業

(2) 補助対象者

次のいずれにもあてはまる団体※ 1

- ① 3人以上で構成されている※ 2
- ② 構成員が中学校、高等学校、高等専門学校、大学または短期大学(以下、学校という)に通学する生徒または学生(大学院生を含む)である
- ③ 構成員の過半数が鶴岡市民または市内の学校に通学する者である

- ※ 1 団体の構成員全員が未成年の場合は、保護者等の大人に代表となってもらうことが必要です。(事務手続きや団体名義の口座の管理などを手助けしていただきます。)
- ※ 2 同一世帯の構成員のみで構成されている場合を除きます。

【団体の例】

- 高校の部活動で、顧問やコーチ、保護者が代表となる場合
- 中学校の1クラスで団体を作り、担任や保護者が代表となる場合
- 地域の中学生で団体を作り、保護者や地域の役員が代表となる場合
- 共通の趣味を持った高校生や大学生が集まって団体を作り、そのうちの大学生が代表となる場合

(3) 補助金額

補助対象経費合計額から事業による収入※の額を差引いた後の額(千円未満切捨て)
上限10万円

- ※ イベントによる売上や、参加者から徴収する会費などのこと

パートナーコース

市民の皆さんからの提案に基づき、市民と市が役割分担し、公園など身近な市の施設の整備を協働で行うコースです。対象とする施設・用地によっては、その設置目的などから、事業の提案を受けても実施が難しい場合もあるため、施設等の管理担当課への相談が必要です。

(1) 補助対象事業

住民主体で取り組む市の施設又は用地の整備、修繕又は管理※

※ 対象となる施設等の所管課で事業内容について確認し、団体と市の役割分担等、具体的な実施方法を協議します。

【事業の例※】

- 地域住民が公園の休憩所や木造トイレの美観と長寿命化のために防腐剤塗料を塗布する
- 未利用の市の用地を活用して花壇や憩いの場を整備する

※ 同様の事業の認定を保証するものではありません。

【対象とならない事業】

- 必要な作業をすべて業者に委託するなど、事業実施団体が役割を負わない事業
- 市の施設、管理用地以外のものを対象とする事業※

※ 鶴岡市が所有・管理する施設ではない場合には、このコースの実施対象とはなりません。まちづくり基本コースを活用しての実施が可能かご相談ください。

(2) 補助対象者

次のいずれにも当てはまる団体

- ① 5人以上で組織されている
- ② 構成員の過半数が鶴岡市民である
- ③ 公益的なまちづくり活動に取り組んでいる
- ④ 定款、規約、会則などを定めており、適切な会計処理が行われている

(3) 補助金額

補助対象経費合計額以内の額。ただし、原材料や消耗品などを現物支給する場合があります。現物支給する物品の購入などの契約手続は、施設・用地の管理担当課が行います。

補助対象経費一覧

事業の実施に直接必要な経費が対象となります。次の一覧の例を参考にしてください。

区分	内容及び対象となるものの例	対象とならないものの例	基本	チャレンジ	若者	パートナー
報 償 費	外部から招いた講師、指導者、専門家、協力者等への謝礼金	・団体構成員への謝金 ・参加費に対して高額な賞品や記念品	○	○	○	※2
賃 金	・イベント補助のアルバイトへの賃金	・団体構成員に支払う人件費	○	○	○	※2
旅 費	・外部講師等の交通費、宿泊費	・団体構成員に支払う交通費※1	○	○	○	※2
食 糧 費	・外部講師の弁当及び茶代 ・作業時の熱中症予防のための最小限の飲み物代	・団体構成員の弁当、飲み物代 ・打上げ等飲食費 ・参加費に対して高額な試食	○	○	○	※2
消 耗 品 費	<u>1年程度で使い切るもの</u> ・ワークショップで使うペン、付箋代 ・借用した車両のガソリン代	・使い残しが出るほど大量に購入したもの ・個人所有と区別がつかないもの	○	○	○	現物支給
印刷製本費	・イベントチラシ、ポスター印刷代 ・コピー代 ・写真現像料		○	○	○	※2
通信運搬費	・郵便、荷物の運搬費用 ・切手、はがき代	・インターネット通信料や電話料	○	○	○	※2
保 険 料	・イベント参加者の保険料		○	○	○	※2
手 数 料	・振込手数料 ・クリーニング代		○	○	○	※2
委 託 料 (事業費合計の1/2以内)	<u>委託が必要不可欠であり、事業の趣旨に合致している場合に限る</u> ・外部専門家への調査委託料	・事業の全部または大部分を委託する委託料	○	○	○	※2
使 用 料	・会場使用料 ・音響機器のレンタル料 ・車両賃借料	・土地・家屋等の賃借料、財産の取得費	○	○	○	※2
備品購入費 (事業費合計の2/3以内)	<u>比較的長期の反復使用に耐えるもの。事業に不可欠であり、事業終了後の取扱いが明らかなものに限る</u>	・パソコン、カメラ、プリンター等汎用性が高い物品 ・高額な物品	○	○	×	※2
負 担 金	・事業の実施のために必要な研修やイベントへの参加料等		○	○	○	※2

※1 若者コースでは、若者が事業のために公共交通機関を利用した場合の交通費を対象とします。

※2 パートナーコースでは、主に施設の修繕・整備に必要な消耗品等を現物支給しますが、それ以外の経費については事業内容により判断します。

【補助対象とならない経費】

- ① 事業の実施に直接関係がない、団体の経常的な運営に関する経費
- ② 国、県又は市の他の補助事業の対象となる経費